

ごみの分別徹底をお願いします！

4月26日(水)、不燃物搬送コンベヤ内に処理不適物(大型金属くず)が混入したため、同日午後から焼却を停止しました。27日(木)の午前中にかけて、炉を停止させ、撤去作業を実施しました。



撤去された大型の金属くず

可燃ごみ以外の処理不適物の搬入により、**炉の停止や設備の故障**が生じる可能性があるため、引き続き、**ごみの分別徹底**のご協力をお願いします。

環境課 施設管理担当 ☎ (38) 0401

「杉戸町二十歳の集い」実行委員を募集します

新たに二十歳となる方から「杉戸町二十歳の集い」実行委員を募集します。

活動内容 9月下旬から実行委員会(全3回程度を予定)を開催し、式典の役割分担などについて話し合います。また、式典当日は式の進行などを行っていただきます。

令和6年杉戸町二十歳の集い

日程 令和6年1月7日(日)
場所 ・生涯学習センター(杉戸中学校の通学区域)
・すぎとピア(広島中学校・東中学校の通学区域)
対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ

社会教育課 社会教育担当 内線483・484

農地を農地以外の地目に変更するときは農地法の許可や届出が必要となります

【農地転用するとき】

農地転用とは、田や畑などの農地を、宅地等の農地以外の目的に使用することをいいます。また、下記区域によって申請内容が異なります。

①**市街化調整区域**の農地転用は、農地転用の**許可**が必要です。

②**市街化区域**の農地転用は、農地転用の**届出**が必要です。※許可を受けないで無断で転用することや、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、厳しい罰則が定められています。また、市街化調整区域の農地転用は、農用地からの除外の手続きが必要な場合があります。

【農地の埋め立て(農地改良)をするとき】

農地の埋め立て(農地改良)には、農地法の**許可**が必要となります。ただし、埋め立て面積が、1,000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、農地法の**届出**が必要となります。

※詳細は、**事前に農業委員会事務局までご相談、お問合せください。**

農業委員会事務局 内線324

～花いっぱいのもちづくりを目指して～ 花の種子・苗・苗木費用を助成します！

地域住民で構成する団体やグループなどの花植え活動に対し、花植えに要する種子・苗・苗木費用の助成を行い、花いっぱいのもちづくりを推進しています。

助成対象 ①コミ協会員
②町内の10戸以上で構成する地域住民グループ
③町内自治会、婦人会、PTA等の地域に密接した団体

助成内容 広場、公園、運動場、集会所等のコミュニティ施設(学校は除く)や、商店街、街路等の公共の場所への植栽に必要な種子・苗・苗木代(用具、肥料の購入費等は対象外)

※植栽場所の管理者に承諾を得ることが必要

助成金額 **回数** 1団体あたり年2回まで
上限額 コミ協会員 3万円
その他団体 2万円

※1,000円未満は切り捨て

※予算の範囲内で助成

申請方法 申請書を事務局まで提出

※申請書は、住民協働課で配布(町ホームページ(右QRコード)からダウンロード可)

杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局(住民協働課内) 内線283



～地域のコミュニティづくり運動を助成します！～ コミュニティづくり運動助成事業

杉戸町コミュニティづくり推進協議会では、地域住民で構成する団体やグループなどが共同して活動するコミュニティ活動と環境美化活動に対し助成を行い、地域のコミュニティづくりを推進します。

事業名	コミュニティ活動事業	環境美化活動事業
助成事業	祭り、盆踊り、レクリエーション、講演会等、視察・親睦旅行	清掃(ごみ拾い・側溝清掃等)、草刈り
助成対象	コミ協会員、町内自治会・町内会、婦人会、子ども会	町内の5戸(人)以上で構成する地域住民グループ
助成金	20,000円上限/年1回	3,000円上限/年1回
助成内容	事業に必要な経費(消耗品費、食材費、材料費、印刷製本費など)	消耗品費(作業時の飲料代、使用する用具)

申請方法 所定の申請書を事務局まで提出

※申請書は、住民協働課で配布(町ホームページ(右QRコード)からダウンロード可)

※詳細は町ホームページ(右QRコード)からご確認ください。

杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局(住民協働課内) 内線283



電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金

令和5年3月22日に開かれた「物価・賃金・生活総合対策本部」において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり3万円を給付します。支給対象となる世帯には、7月下旬から8月上旬に町から確認書が送付されます。詳細は町ホームページをご確認ください。

杉戸町コールセンター(福祉課 社会福祉担当)
☎ (34) 7300(7月18日(火)～)
受付: 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

町営住宅の入居登録

町営住宅の入居を希望する方の登録の申請を受け付けます。

配布期間 7月3日(月)～8月31日(木)
※土・日・祝日は総合案内のみ配布

受付期間 8月7日(月)～31日(木) ※土・日・祝日を除く

団地名	住所	住宅構造	形式	家賃
三本木	清地 3-19	4階建 鉄筋 コンクリート造	2DK	20,100円～ 40,000円
			3DK	23,700円～ 47,200円
下高野	下高野 247	3階建 鉄筋 コンクリート造	3DK	18,700円～ 36,800円

※家賃は、世帯全員の所得合計により計算し決定します。

※空家発生時に登録順に従い町営住宅へ入居となります。

申告資格

- ・町内に住所または、勤務地があること。
 - ・町民税を滞納していないこと。
 - ・現に同居、または同居しようとする親族(婚約者およびパートナーシップ等を含む)がいること。(ただし、高齢者等の条件に該当する方は単身者での登録も可能)
 - ・住宅に困窮していることが明らかであること。
 - ・入居を予定している世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内であること。
 - ・暴力団員ではないこと。
- ※父子および母子世帯、多子世帯、高齢者世帯等は優先的に登録します。
※詳しくは、申告用紙と同時に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

配布・受付・問 建築課 営繕担当 内線347

町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111
町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



消費者トラブルの対応のコツ、 出前講座で学びませんか

いつも活動している場所で、消費生活相談員による出前講座を受講できます！

日時・開催場所 希望により調整し決定

対象 町内で活動する団体

費用 無料 **定員** 5団体(申込順)

講師 赤井 順子(杉戸町消費生活相談員)

申込期限 講座開催希望日の1か月前まで

※詳細は町ホームページ(右QRコード)をご覧ください。

産業振興課 商工観光担当 内線310



7月15日～24日 夏の交通事故防止運動が実施されます！ 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

この時期は、児童・生徒の交通事故や、夏の開放感や暑さによる疲労などで交通事故が発生しやすくなります。一人ひとりが交通ルールを守り、ゆとりを持った運転や交通を心がけ、事故のない安心・安全な杉戸町を目指しましょう！

【県運動重点】

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

【町運動重点】

- 自転車利用者のマナーアップ
- 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

すぎびよんカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 7月21日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター(久喜すずのき病院)相談員による相談。

定員 ①②とも各6名程度(申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。)

高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

